

鑄錢座職人共賃銀并扶持代毎月晦日二下渡來候處、左候ては一
時二遣捨、前借等願立取扱指支候二付、日々御扶持代積下渡候
仕法二仕、座内ニおゐて出來錢を相渡候ては改方見紛敷、自然
不正も出來□二付、座内限之紙札を以取扱候處、紙二ては濡
(虫損)よ□れ破損等出來、是又取扱不宜、職人共よりも難渋申立候
間、銅札・木札之類新ニ出來可申とも奉存候處、去十一月吹
初之節新錢座古例ニ依て蒔錢之為ニ鑄立指置候唐銅虎錢壹万枚
余有之ニ付、幸右を以百文之切手ニ相定先達てより職人賃銀日
渡ニ取扱、座□諸色売場其外最寄小商人えも為取引、商人共勝
手次第出來錢と引替遣聊指支無之取扱手輕弁利ニ隨ひ、近比御
町内迄も通用錢之様ニ取扱候哉ニて、職人共も虎錢之方を相望
ミ、右以來座内切手取扱至て弁利ニ罷成、紙札ハ悉ク引上ケ相
廢申候、扱右錢形之儀ハ虎之図出來宜敷、富国強兵と申文字有
之、和漢ニ無比類目出度錢形故、諸人悦之、当世別て珍奇を好
候人情ニ候得は、他国旅人ハ猶更貴之、或ハ惡魔を避、或ハ災
難を通、或ハ幸福を受る杯専ら申唱、終ニは遠国辺土迄も弄
ひ、又ハ守り之如く、諸人銘々所持可致程之勢ニ相聞、既ニ此
程は先々ニて売買仕候由ニて、座方□(虫損)戻り不申候、御家之
儀ハ畢竟寛永之銅錢天下ニ魁、明和之砂鉄錢連も諸国ニ先立御
鑄立ニ罷成、鑄錢ハ御家之御持前之様、諸国心得罷在候故之
儀ニて則御威徳と奉存候、扱又近比百文錢夥數入込市中商人
共別て指支、諸色高価ニ隨へ鉄錢ハ荷重ニ相成、小買物等持扱

不宜旁故、右虎錢を以五拾文代り錢切手ニ取扱度、金錢通用弁
利ニ隨へ潤沢ニも罷成、富国之二字を悦ひ、世直シ錢杯申唱通
用方寄々申合、座方へ内談も有之、引替所等之工風も有之由及
承申候、銘々愚考仕候ニ諸人之好ニ為任、相對通用御指免罷成
候ハ、世上ニ有之紙札・銅札ニ相反し、他国えのミ走り御国へ
ハ残り申間敷奉存候、勿論当百錢之半量目ニ候へは世上五拾文
之価ニ不足共見へ申間敷、此御取行ハ□(虫損)より依願、当座輕く
御聞濟之御沙汰ニて自然於諸役所向も取扱、追々御領中
御憐國え押張候様之御手順ニ被遊候方可然奉存候、御仕法向試
ニ申上候へは、近比百文錢多ニて融通不宜商人共別て難渋いた
し候由ニて、於鑄錢座先達て蒔錢ニ取行候錢形取扱輕弁旁五拾
文代り錢切手ニ相定、当分之内市中相對通用取扱度旨依願聞濟
候、尤旅人ハ勿論向々指支無之様最寄々え引替所相立置取扱百
文錢追々相捌ケ通用指支無之度ニ至り候ハ、右切手は於引替
所取集、座方え指出四文錢ニ引替候様、旁町奉行中え相達候条
為心得云々、右之大意ニ候得は、仮ニ五拾文之切手を設一時当
百錢之動キを付候迄之御旨意ニ有之、殊ニ市中限り相對取引御
見濟之御沙汰ニて御座候へは、他え対候品ニも無之商人共取扱
候諸品之切手も同様之事と奉存候、勿論市中へ充滿仕候程一時
ニ吹出候わけニは無□(虫損)前頭座方職人共御渡之賃銀へ取交相
渡、又は市中小買物等ニさし出他□(虫損)模様ニ隨へ見合吹立候
心組ニて御座候、右は通用錢ニ紛敷姿ニ付他国へ洩出候先々迄

深く御斟酌被遊、表向被 仰立候様之儀にては 公辺御沙汰ニ
 は難成筋申上候迄も無之候へ共、仮令ハ洩出候先々 公辺其
 向々役手ニ壹式枚入候迎、錢座にてかわり錢鑄出候儀何方ニも
 例有之、何子細も無之、尤銅札ニても五拾文・百文杯鑄付有之
 候得は不都合ニ候へ共、通用錢・銅札杯ニ見紛候品ニは曾て無
 之、仮令五六年之後、 御府内所々ニ見へ候程ニ立廻り其度ニ
 至り、 公辺より御内沙汰御問合等有之候共、疾ニ引替濟之御
 挨拶ニ相成候へは、夫迄之儀承哉洩出候、先々御故障ニも相成
 候ハ、御引上 御家へ御引渡四文錢と引替相納度旨被 仰立候
 迎、是以御届ニも不相成儀、既ニ御法度ニ振諸人古金銀錢所持
 相對売買仕候も同様にて、諸人相好ミ弄ひ候品は如何成御嚴法
 ニても御制止被成方無之勢と奉存候方、今万事を廢シ利ヲ專ニ
 隣国互ニ相窺候程之時世ニ有之、銅札・紙札ハ毎国之様ニ取
 行、薩州にては当百錢并式分判をも猥ニ吹出し、此程外国より
 も相渡候由ニ粗及承、尤 公辺御旨意金銀錢共品位正數量目相
 當にて夫丈之価有之候へは、何れ国より吹出候共通用いたし可
 然との近來 御旨意にて、金銀御吹替之御目論も有之歟ニ薄々
 承知仕候、右之時世にて勘考仕候へは、市中限相對通用之御沙
 汰ハ乍恐 御名義被為對候程之御儀ニも有御座間敷奉存候、畢
 竟鉄錢座之儀、時節浮立ニ罷成、案外之諸色高直世上不穩為ニ
 第一銚直段引上米価之為ニ賃銀相過錢相場のみ次第々ニ下落
 仕、大二見込を失ひ候仕合逸々申上候迄も無之、尤百文錢

(虫損)(錢力)
 以下之□座一円御廢鉄錢座之儀も一般通用ハ 御家のミにて當
 時海内一座ニ御座候間、此□不遠果て小錢は日々ニ相減、大錢
 日々ニ増過仕候ニ隨へ、両三年之内ニは當百之価頻りニ下り、
 小錢之方弥貴罷成可申、自然之勢ニ相見候間、夫迄之間御吹統
 罷成候様仕度、且ハ虎錢之儀、 御威徳を以被行并利ニ隨ひ當
 百を助ケ五拾文錢ニ弘く通用仕、御憐^(國)国奥羽等迄も通用、九州
 迄も洩走り候様成行候ハ、富国強兵之一端と奉存候、右之段
 御懸様限御内意申上候間、宜御賢慮奉仰候、以上

三月

鑄錢座懸共

唐銅虎錢相對通用御問濟可相成哉ニ付、此度量目等相改鑄立申
 候間、為見本式拾枚指出申候、御沙汰之節向々え御下ケ渡御座
 候様奉存候、此段申上候、以上、

四月

鑄錢座懸共

細谷鑄錢座ニおゐて蒔錢ニ鑄立候虎錢価五拾文位ニ御^{(虫損)(ニ力)}弘□相成
 候ハ、廣く通用と申訳ニ無之、自然御弘望人も多御益筋ニも
 可相成哉之旨錢座懸り之もの共より追々申立候振も御座候ニ
 付、書取にて指出候様相達置候処、委細別紙之通申出候間、尚

更御了簡否御達御座候様仕度、此段申上候、以上

四月

御国
御勘定奉行共

虎錢通用之儀、錢座懸りより別紙之通申出候ニ付申上候振も御座候処、役所了簡振をも申出候様御達之趣承知仕候、委細ハ別紙懸り之もの共より指出候書面ニ御座候通、錢座替り錢之儀ニ付価ヲ極メ広ク通用と申様ニハ罷成儀ニ付、先ツ市中限り五拾文目当を以相對通用之儀は御聞濟ニ相成候ても何等故障之筋有御座間敷、勿論鉄錢吹立^(虫損)止^(取カ)此上虎錢のみ吹立通用致候様ニては^(虫損)相濟候へ共、全ク蒔錢ニ吹立置候分位之事ニ御座候得は、旁御了簡別紙申出之通御聞濟ニ罷成、尤猥ニ御払指出候様ニては第一御メり合えも相拘不可然儀ニ付、枚数相定置贖錢無之為懸り御郡奉行我々共之内立合改極印為打、是迄指出候改印無之分は当月晦日限り引替、其後改印無之錢は通用為致不申候ハ、紛敷儀も有之間敷奉存候へは右様御了簡仕度此段申上候、以上

四月

御国
御勘定奉行共

蒔錢座ニて蒔錢吹立候虎錢市中に相對を以通用之儀、往々公辺向御突当之程も難計候得は御領中通用之儀御伺之上御取行相

成候方可然申合候、依て此段申出候事、

四月

御目付方

別紙御国蒔錢座ニて蒔錢吹立候虎錢枚数相定、市中限り五文目^(五拾カ)当ヲ以相對通用等之儀ニ付、蒔錢座等申出御免相成候間、尚更評議仕候処御国市中のみ之通用とハ申条於上方筋紙札通用と違通用錢同様之品ニ付、其価ハ無之候ハ、万一御府内迄も出渡候様ニも相成候てハ、此先御定当り之程何共安心不仕儀ニ付、御目付方申出候通り 公辺御伺濟之上御取行被成候方可然哉と奉存候、

四月

廿九日

御勘定奉行共

私儀蒔錢御用ニて罷登小梅御場所内え止宿罷在候処、御用相濟、今朝出立御国表え罷下候間、此段御届申出候、以上

六月十五日

御目付所様中

西野総平

私儀鑄錢御用ニて去ル十六日御国発足三日道中にて昨夜小梅錢
座役所へ上着仕、右御場所内ニ止宿罷在候、此段御届申上候、
以上

八月十九日

渡辺金左衛門

御目付所様中

右同文言此段申上候、以上

八月十九日 (加筆)
(筋へ出ス、)

渡辺金左衛門

(加筆)
書付渡し

幕末期水戸鑄錢年表

西暦	和暦	月	事 項	水戸藩の動き
一八六三	文久三	九月	水戸藩、幕府から鑄錢許可(寛永通宝鉄一文錢鑄造、江戸・水戸湊村の二ヶ所で鑄錢)	三月 將軍家茂上洛、水戸藩主慶篤上京、帰府に際し関東守衛を命ぜられる
一八六四	文久四	十一月 一月 二月 四月	「鑄錢御用留」記録開始 鑄錢御用掛任命開始 所と調整開始 大崎由兵衛ら、小梅鑄錢御用達に任命 水戸藩小梅屋敷内で鑄錢地所引渡し 佐々木新吾、小梅鑄錢御用達に追加任命 幕府から鑄錢座物揚場地所を引渡される 勘定所、錢裏形文字を「ト」とする旨達し 鑄錢御用掛に更迭人事	一月 武田耕雲斎、潮来鎮台設置 三月 藤田小四郎ら「天狗党」攘夷を唱えて筑波山で挙兵 四月 「天狗党」日光に参詣、全国に決起の檄をとばす
一八六五	元治二	十一月 一月 四月 十月	小梅鑄錢座普請再開 領内通用百文錢の鑄造等を検討 鑄錢御用達佐々木新吾ら、御役御免 小梅鑄錢座普請完成 小梅鑄錢座で種錢鑄造に着手	六月 幕府、「天狗党」追討軍編成、以後「天狗党」と各地で戦う 十月 幕府軍、「天狗党」に對し那珂湊で総攻撃をかける 十二月 藤田小四郎・武田耕雲斎ら「天狗党」降伏 二月 武田耕雲斎ら処刑される 武田遺族らの処刑 十月 水戸藩重臣美濃部又五郎ら十七人処刑される
一八六六	慶応二	十二月 六月 十月 十一月	小梅鑄錢座で精鉄四文錢鑄造開始 水戸領内での鑄錢座普請・鑄錢準備本格化 従来の御用達ら御役御免 水戸領内での鑄錢開始 この開始に際し、細谷鑄錢座で「時錢(虎錢)」鑄造される 水戸領内で各種領内錢鑄造検討 天保通宝百文錢鑄造の達し、鑄錢掛役人を新たに任命 天保通宝鑄造を、川崎鐵殿之介と鑄物師増田数之介に命じる、鑄造は小梅大砲場と高橋鑄錢座(銀座による鑄錢座の跡地)「鑄錢御用留」記録終了	十二月 朝廷、水戸藩主弟松平昭武の京都警衛の勤勞を賞す 四月 那珂湊の豪商木内家など打ち壊される 十月 幕府、水戸藩改革のため、目付堀鋌之助を水戸に派遣 十二月 徳川慶喜、第十五代將軍となる
一八六七	慶応三	二月	天保通宝百文錢鑄造の達し、鑄錢掛役人を新たに任命	十月 將軍慶喜、大政奉還 十二月 王政復古の大号令
一八六八	慶応四	三月	天保通宝鑄造を、川崎鐵殿之介と鑄物師増田数之介に命じる、鑄造は小梅大砲場と高橋鑄錢座(銀座による鑄錢座の跡地)「鑄錢御用留」記録終了	二月 鳥羽伏見の戦い 一月 徳川慶喜、江戸城より寛永寺に移り謹慎する 三月 藩主慶篤、水戸就藩
一八六九	明治二	閏四月 四月 二月	明治政府、水戸藩の小梅・高橋鑄錢座を接収 貨幣司の管理下で鑄錢再開 貨幣司廃止	四月 藩主慶篤没する 徳川慶喜、弘道館で謹慎 六月 版籍奉還 七月 徳川慶喜、駿府に向う

人名索引

あ行

秋元隆玄		58	59
朝比奈三郎助		24	
阿部将翁		27	28 30
荒槇江衛門		52	
生熊治衛門		8	11 13
板倉勝静 (周防守)		4	20 21 29
伊藤吉五郎		20	
乾又八郎		8	9 12 32 43 46 47
大崎由兵衛		4	14 15 16 18 22 25 27 28 29 31 32 34 44 48 55 64
大竹勘次郎		8	12
大場大二郎		8	11 13 21 27
岡田佐次衛門		5	7 9 46 47 50 51 52 64
岡田平作		29	30 43 44
岡部駿河守		23	
萩庄左衛門		7	9 12 46
興津蔵人		4	7 8 11 13 29
奥原久左衛門		24	
尾崎豊後		13	

か行

寛助 (介) 二郎		7	9 46
加藤木賞三		9	11 12 13 25
加藤英男		8	12
金子左内		4	15 16 18 25 28 31 32 34 46 47 48
亀井津衛門		8	11 13
鴨志田傳五郎		7	11 25
川口清兵衛		33	
川崎縫殿之介		3	4 5 6 43 46 47 49 50 51 52 53 54 55 56 64
木内兵七		46	
金左衛門 ↓ 渡邊金左衛門		56	
倉部鉄作		9	12 24 25
黒田壮三郎		33	
郡司孝介		8	12 13
鯉渕幸蔵		9	46 47
五左衛門 ↓ 酒井五左衛門		42	
小澤九郎兵衛		1	16
小澤梅次郎		6	
小林宗 (惣) 九郎		48	55 56
酒井五左衛門		42	

さ行

酒泉新三郎		8	11
佐々井半十郎		22	25
佐々木新吾	4 5 20 22 26 27 31 32 33 34 35 42 64	42	64
左内↓金子左内	18 31 45 47	47	47
佐竹恭吉郎		27	33
慈眼大師		42	42
篠善吉	8 12 13	13	13
清水三郎右衛門		4	24
清水岱一郎	58 59	59	59
賞三↓加藤木賞三		17	17
四郎兵衛↓津野四郎兵衛	18 35 46 47 48	48	48
新家忠五衛門		13	13
新吾↓佐々木新吾	21 33	33	33
杉浦羔次郎		13	13
杉山伊三郎	8 11	11	11
鈴木清吉	31 33	33	33
総平↓西野総平	17 46	46	46
た行			
大学頭		12	12
大黒屋長衛門	19 51	51	51
大猷院		42	42

高野九郎兵衛		7	9	47	52	53
高野清兵衛		49	49	49	49	49
高橋坦藏	5 35 41 43 45 46 47 48 55	55	55	55	55	55
武石傳之允		13	13	13	13	13
立原朴二郎		8	11	11	11	11
坦藏↓高橋坦藏	41 46 47 48 48	48	48	48	48	48
中納言殿↓徳川慶篤		36	36	36	36	36
津田藏吉		48	48	48	48	48
津野四郎兵衛	4 5 15 16 18 25 28 32 34 35 41 43 44 45 46 47	47	47	47	47	47
傳次郎	48 55	55	55	55	55	55
遠山朝之介	9 52 53 55	55	55	55	55	55
徳川齊昭		8	8	8	8	8
徳川慶篤	2 4 6 7 64	64	64	64	64	64
徳川慶喜		64	64	64	64	64
な行						
中田甚七	30 44 54 55	55	55	55	55	55
中山起一郎	58 59	59	59	59	59	59
中山与三左衛門		29	29	29	29	29
鳴海栄蔵		42	42	42	42	42
南条又兵衛		33	33	33	33	33

西野総平	5
根立助七郎	12
野村彝之介	13
	19
	43
	46
	47
	48
	51
	52
	53
	54
	55
	62
	64

は行

羽田閑造	33
林源次郎	33
原滋衛門	8
	11
	25
原田誠之介	13
日置熊次郎	13
肥田新五左衛門	7
	11
	13
	27
平野甚兵衛	49
古川嘉兵衛	4
	15
	16
	18
	19
	25
	48
	55
古川吉郎衛門	9
	12
堀江三次郎	8
	12

ま行

牧野弥兵衛	33
増田数之介	6
	49
	64
増田勝蔵	58
	59
町田昇平	20
	27
	28
美濃部又五郎	7
	8
	11
	13
	64

や行

宮内弥助	54
	55

わ行

山方丑次郎	8
山田栄八郎	32
山田虎次郎	12
山本栄之介	57
	58
	59
山本久作	4
	15
	16
	18
	25
	28
	29
由(芳)兵衛↓大崎由兵衛	17
	18
	26
	27
	28
	32
吉見喜代八郎	8
	12
	25
渡邊金左衛門	52
	53
	54
	63

事項索引

あ行

揚場↓物揚場	20	23
揚り屋	8	
麻上下	46	
浅草聖天町	15	
浅草花川戸町	46	
石場	46	
鑄銭 (いせん)	1	2
	3	4
	5	6
	7	9
	11	12
	14	15
	16	16
	17	17
	18	19
	20	23
	28	29
	30	31
	32	33
	34	35
	36	36
	42	42
	43	44
	46	47
	48	49
	50	51
	52	53
	54	55
	56	60
	64	64
掛 (懸)	1	2
	4	5
	6	7
	9	15
	49	53
	54	54
御用	15	22
	26	47
	50	51
	52	53
	54	55
	56	62
	63	63
御用掛	11	64
座	1	2
	3	4
	5	6
	13	14
	19	20
	21	22
	24	25
	26	28
	29	30
	32	33
	35	41
	42	45
	46	47
	48	50
職人	16	60
場	16	17
	30	32
	34	35
吹立御用掛	11	

鑄銭御用留	1	2	3	5	6	7	9	11	64
鑄銭伝達書								6	17
鑄損銭					36	37	38	39	41
鑄物師				4	6	16	45	64	
鑄物						16	45	64	
印鑑						53	55		
上野								42	
受負人 (請負人)						35	45	47	
惠恩院						42	43		
(御) 益	16	18	27	28	30	36	38	41	42
	43	49	50	54	56				
	57	58	59	61					
絵図面						14	20	24	32
江戸				2	3	4	5	6	8
				3	5	43	51	52	53
海老澤村									
奥羽									
奥州									
黄銅五百文 (銭)						36	38	39	42
御馬廻						8	11	12	
御絵符						19	25	43	48
太田村						1	6	16	
大納戸									
大 (御) 番						8	12		

大吹子		28
大吹所		43
御掛(懸)↓鑄錢掛		15 28 32 35 41 43 45 46
奥(御)右筆		8
―頭取		8 11
御側御用人		8 11 13 35
御鷹掛		21
御鷹場		4 14 30
御船印		19 25 41 48 50
御屋形(館)		12 15 16 19 20 27 28 31 33 46 51 54 58 59
御金改役所		17
御国		12 29 30 43 45 46 47 51 52 53 54 55 56 62
御国鑄錢座		28 47 56 62
御国口		3 50
か行		
海防		7 19 27
閨老		29
鍛冶方		37 40
鹿島大神宮		51
春日町		19 51
肩衣		12

形砂		19
形場		19 37 40
徒頭		8 11
徒目付		23
勝手掛		8 12
勝手方		1 2 4 7 9 11 15 16 18 21 22 25 26 34
―手代		45 46 47 48 53 55
家老		4 7 8 13
川浚		29 32
寛永		60 64
寛永通宝		1 2 3 4 5 6 64
願主		1 6 16
願書		28 33 53
勘定組頭		12
勘定所		4 6 11 12 15 17 18 19 20 21 22 31 32 33
勘定奉行		46 47 64
閩八州		54 55 56 57 62 64
給金		58 59

九州		61
金銀御吹替		61
金座		44
掛り吟味方改役		12
掛り御勘定		12
人		17
役所		64
銀座		44
金主		58
吟味役		59
釘店		43
久慈郡		45
工夫人		15
蔵奉行		56
車札		50
郡手代↓南郡手代		12
郡奉行		62
軍艦		27
警衛		64
替古吹		43
献金		31
源兵衛堀		26

公儀		51
郷士		64
杣町		15
香盤		37
公辺		62
小梅		50
鑄錢掛		12
鑄錢座		50
鑄錢場		35
御屋敷		30
大炮場		64
国難		42
国民		42
五十文錢		61
小姓頭取		30
小錢		36
小十人目付		12
払底		28

組頭		8	12
小普請		8	11
小納戸		9	12
国産引起方		5	9
五兵衛新田		15	45
五百文銭		36	38
駒込御屋敷		27	39
米		6	44
米蔵		4	14
御用達		4	30
御用人		7	35
さ行		33	64
先手物頭		8	11
作事大工		20	37
作事奉行		21	22
座方		12	60
薩州		61	
砂鉄		16	60
地金		19	58
紙札		43	62

静(社)		51
地鉄		36
地銅		36
下谷八軒丁		15
准后		36
常州		16
上納		56
常野賊徒(↓賊徒)		36
上洛		64
職人		60
諸道具		45
新銭		60
杉原二ツ折		46
銃		61
炭灰搗		40
炭		58
隅田川		15
精鉄四文銭		64
関宿		28
銭		62
銭切手		60

種錢	種錢	龍ノ口	疊奉行	高張	高橋(元) 鑄錢座	製造場	掛	大砲	大錢	大黒錢	代官	た行	追討	賊徒	錢道頭	正智院	浅草寺	千住	錢相場	錢座
.....																				
14	16	5	15	6	2	2	2	2	2	2	2	2	34	36	26	20	20	15	61	26
26	29	16	19	50	6	6	6	14	14	3	22	36	43	26	20	20	15	61	44	61
34	30	43	25	64	21	49	64	21	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	62
45	43	64	50	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	63
46	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	63
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	63

中川	虎銭	当百銭↓天保通宝・百文銭	唐銅	銅銭	胴摺	銅山	銅札	銅	天保通宝	手伝	銭座	銭	一文銭	鉄	出来銭	貨銀	地割棟梁	挑灯	試吹
.....																			
28	3	29	36	43	37	34	60	28	4	37	61	3	1	16	37	37	22	15	16
28	4	34	38	60	40	61	61	34	6	41	61	60	2	38	41	40	25	18	16
28	5	60	45	60	60	61	61	43	34	64	64	62	3	28	54	60	26	19	47
28	60	61	60	60	60	61	61	60	60	61	61	61	19	43	60	61	58	25	50
28	62	61	61	61	61	61	61	44	64	61	61	61	64	44	60	61	58	54	54
28	64	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	45	60	61	58	56	56

普請奉行		21	26
扶持		29	30
府内		43	44
文久永宝		50	52
米価		53	54
勝示杭		55	56
奉書半切		58	59
坊主		60	61
細谷鑄錢座		62	64
塙		63	64
頭		64	64
本所見廻役		64	64
本町巻丁目		64	64
ま行		64	64
蒔錢		64	64
町奉行		64	64
丸目鉦		64	64
水戸		64	64
表鑄錢場		64	64
水戸殿		64	64

鑄錢		15
御城付		19
湊(村)		29
南郡		30
手代		43
南新堀壱丁目		53
冥加金		54
明和(度)		64
目付		64
目通		64
目論人		64
元ノ役		64
物揚場		64
や行		64
野州		64
湯		64
湯棹		64
湯漬		64
弓張		64
用具		64

吉田(社)		51
四文銭	3・4・5・54・60・61・64	64
世直シ		60
ら行		
老中	4	19
鈔方		40
わ行		
若年寄		56
割場頭		26

(注) 水戸藩における「鑄銭」「鑄銭場」等の用語については、現在も「いせん」「いせんば」等の呼称が用いられている。「銭を鑄る」意味も表すと目される(『水戸鑄銭座史料(1)』解題・事項索引も参照されたい)。